

【商品概要説明書】

定期積金

(平成18年8月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・定期積金 (愛称：スーパー積金)
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・この積金には、払戻に関する期間の定め(満期日)があります。 ・定型方式・・・6ヵ月, 1年, 2年, 3年, 5年
4. 受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	・当行の口座開設店窓口において契約期間内で掛金を分割受入 ・1回当たり1,000円以上 ・1,000円単位
5. 支払方法	・当行の口座開設店窓口で、満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・当初契約時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。(固定金利) ・利率は、3年以上、3年未満で期間に応じた利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1,000円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 ・個人は分離課税(国税15%、地方税5%、合計20%)、法人は総合課税(非課税法人は非課税)となります。
7. 手数料	——
8. 付加できる特約事項	・普通預金、当座預金からの自動振替による受入ができます。
9. 預金保険の適用	・適用されます。(保護対象預金の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	——
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
12. 想定されるリスク	——
13. その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または、当初契約時の店頭表示の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。 ・払込金が毎月の払込日以前に払込まれたときは、当行所定の日数以上のものにつきましては、その日数に応じて証書面記載の年利回りで計算のうえ先掛割引料として支払います。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。